

## 第1章 河川整備計画の基本的な考え方

### 第1節 計画の主旨

「梯川水系河川整備計画（国管理区間）」（以下、本計画）は、河川法の三つの目的

- 1)洪水等による災害の発生の防止
- 2)河川の適正な利用と流水の正常な機能の維持
- 3)河川環境の整備と保全

が総合的に達成できるよう、河川法第16条に基づき平成20年6月に策定された「梯川水系河川整備基本方針」に沿って、河川法第16条の二に基づき、当面実施する河川工事事の目的、種類、場所等の具体的事項を示す法定計画です。

本計画に基づき、洪水氾濫等による災害から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう河川の整備を図ります。

また、梯川水系が有している自然環境や河川景観を保全・継承するとともに、地域の個性と活力、川の歴史や文化が実感できる川づくりを目指し、関係機関や地域住民と共通の認識を持って、連携を強化しながら治水、利水、環境に係る施策を総合的に展開していきます。

なお、河川整備計画は、現時点での社会経済状況、自然環境状況、河道状況等を前提として策定するものであり、策定後にこれらの状況の変化や新たな知見、技術の進歩等が生じた場合には、計画の対象期間内であっても適宜、見直しを行います。

第2節 計画の対象区間

河川整備計画の対象区間は、国土交通大臣が管理する以下の区間とします。

表 1.1 計画の対象区間

河川名	区 間		延長 (km)
	上流端	下流端	
梯川	左岸 石川県小松市 <sup>なかのみまち</sup> 中海町口 19 番地先	海に至るまで	12.2
	右岸 石川県小松市 <sup>しょうれんじまち</sup> 正蓮寺町ゲバ谷 12 番の 1 地先		
合計			12.2

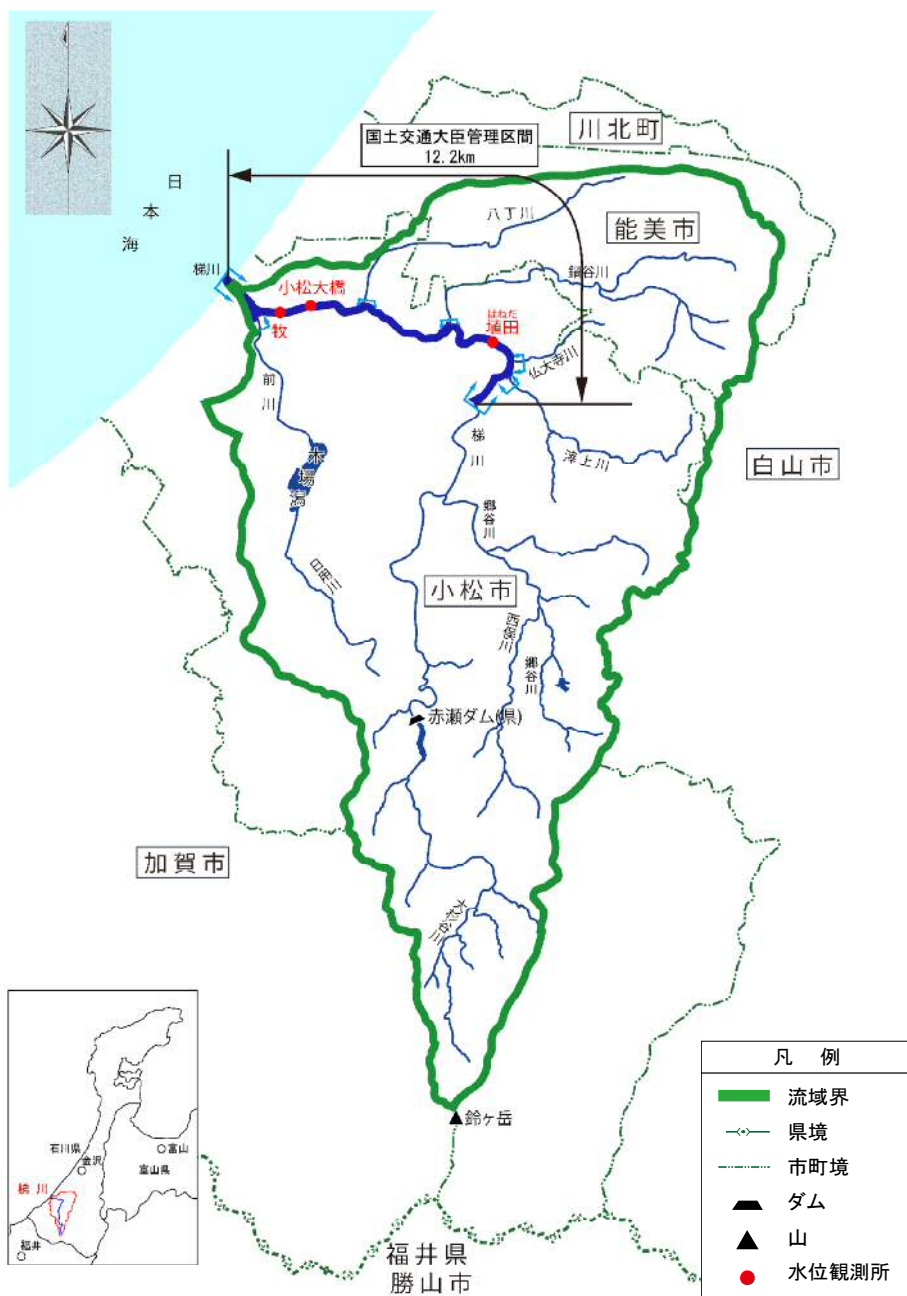


図 1.1 計画の対象区間

**第3節 計画の対象期間**

本計画は、梯川水系河川整備基本方針に基づき、河川整備の当面の目標及び実施に関する事項を定めるものであり、その対象期間は、計画策定時より概ね20年間とします。